



兵労発基 0701 第 1 号
令和 6 年 7 月 1 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野 巨利 殿

兵庫労働局長
赤松 俊彦

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和6年6月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2024（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。